

国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則

（平成16年4月1日）
規則第4号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第29条第2項の規定に基づき、本学の事務組織及び所掌事務の範囲について必要な事項を定めるものとする。

（戦略企画部）

第2条 本学に、戦略企画部を置く。

- 2 戦略企画部に、戦略企画課を置く。
- 3 戦略企画部戦略企画課の分掌事務に関しては別に定める。

（事務局）

第3条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に、総務部、財務部、施設部及び病院統括部を置く。
- 3 総務部に、総務秘書課、人事企画課、人事労務課、ハラスメント防止・対策事務室及び業務支援室を置く。
- 4 財務部に、財務企画課及び財務経理課を置く。
- 5 施設部に、施設企画課及び施設管理課を置く。
- 6 病院統括部に、病院企画課及び病院再整備推進室を置く。

第4条 削除

（事務部等）

第5条 医学部に、医学部事務部を置く。

- 2 医学部附属病院に、医学部附属病院事務部を置く。
- 3 歯学部に、歯学部事務部を置く。
- 4 歯学部附属病院に、歯学部附属病院事務部を置く。
- 5 次に掲げる組織に、それぞれ事務部を置く。

- (1) 教養部
- (2) 生体材料工学研究所
- (3) 難治疾患研究所
- (4) 学生支援・保健管理機構
- (5) 統合教育機構

- (6) 統合研究機構
- (7) 統合国際機構
- (8) 統合情報機構

6 職員健康管理室及び環境安全管理室に、職員健康管理・環境安全管理事務室を置く。

(事務部等の課)

第6条 医学部附属病院事務部に、総務課、管理課、医事課、医療支援課、企画室及び医療連携支援センター事務室を置く。

- 2 歯学部附属病院事務部に、総務課及び業務課を置く。
- 3 学生支援・保健管理機構事務部に、学生支援事務室を置く。
- 4 統合教育機構事務部に、学務企画課及び入試課を置く。
- 5 統合研究機構事務部に、研究推進課及び産学連携課を置く。
- 6 統合国際機構事務部に、国際交流課を置く。
- 7 統合情報機構事務部に、学術情報課、情報推進課及びIR事務室を置く。

(診療報酬対策室)

第7条 医学部附属病院事務部医事課に診療報酬対策室を置く。

- 2 診療報酬対策室の分掌事務に関しては別に定める。

(医療情報事務室)

第7条の2 医学部附属病院事務部医事課に医療情報事務室を置く。

- 2 医療情報事務室の分掌事務に関しては別に定める。

(救命救急事務室)

第7条の3 医学部附属病院事務部医療支援課に救命救急事務室を置く。

- 2 救命救急事務室の分掌事務に関しては別に定める。

(係)

第8条 課、事務部、病院再整備推進室、企画室、学生支援事務室、職員健康管理・環境安全管理事務室、診療報酬対策室、医療情報事務室、救命救急事務室及び医療連携支援センター事務室に係を置く。

- 2 係の名称及び分掌事務に関しては別に定める。

(事務局長)

第9条 事務局に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、学長の監督の下に、事務局の事務を管理し、並びに学内の事務を総括し、及び調整する。

(部長及び次長)

第10条 事務局の総務部、財務部、施設部及び病院統括部並びに医学部附属病院、歯学部附属病院、学生支援・保健管理機構、統合教育機構、統合研究機構、統合国際機構及び統合情報機構の事務部に、それぞれ部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて、その部の事務を管理及び処理する。
- 3 第1項の部長を置く部に、次長を置くことができる。
- 4 次長は、部長を補佐するとともに、上司の命を受けた事務を管理及び処理する。

(課長及び室長)

第11条 戦略企画課並びに事務局の課並びに医学部附属病院、歯学部附属病院、統合教育機構、統合研究機構、統合国際機構及び統合情報機構の事務部の課に、それぞれ課長を、ハラスメント防止・対策事務室、業務支援室及び病院再整備推進室に、それぞれ室長を置く。

- 2 課長及び室長は、上司の命を受けて、その課又は室の事務を管理及び処理する。

(参事)

第11条の2 第3条に規定する部及び課並びに第5条に規定する事務部及び職員健康管理・環境安全管理事務室並びに第6条に規定する課に、参事を置くことができる。

- 2 参事は、上司の命を受けて、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を管理及び処理する。

(事務長)

第12条 事務部(医学部附属病院、歯学部附属病院、学生支援・保健管理機構、統合教育機構、統合研究機構、統合国際機構及び統合情報機構の事務部を除く。)及び職員健康管理・環境安全管理事務室に事務長を置く。

- 2 事務長は、上司の命を受けて、その事務部又は事務室の事務を管理及び処理する。

(副課長及び副事務長)

第12条の2 第11条第1項に規定する課並びに第12条第1項に規定する事務部及び事務室に副課長又は副事務長を置くことができる。

- 2 副課長及び副事務長は、上司の命を受けて、課長又は事務長の所掌する事務のうち、処理権限を移譲された事務を管理及び処理する。

(室長)

第13条 第6条、第7条、第7条の2及び第7条の3に規定する各室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受けて、各室の事務を管理及び処理する。

(事務主事)

第14条 課及び事務部に事務主事を置くことができる。

2 事務主事は、上司の命を受けて、課、室又は事務部における係長以下の職員の業務を、統括的立場で指導及び処理するとともに、課長、事務長、副課長又は副事務長を補佐する。

第15条 削除

(専門職員)

第16条 課及び事務部に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受けて、課、室又は事務部における特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

(係長)

第17条 第8条第1項の係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受けて、その係の事務を処理するとともに、係における指導的業務に従事する。

(主任)

第18条 係に、主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて、その係の担当事務を処理する。

第2章 戦略企画部

(戦略企画課)

第19条 戦略企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学長の企画立案及び調整を補助すること。
- (2) 大学経営及び大学改革に関する企画を総括し、並びに連絡調整すること。
- (3) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (4) 学長選考会議に関すること。
- (5) 教育研究組織等の設置及び改廃の申請等に関すること。
- (6) 中期目標、中期計画及び年度計画に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (7) 大学の評価に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (8) 学則その他の諸規則等の制定及び改廃に関すること。

第3章 事務局

第1節 総務部

(総務秘書課)

第20条 総務秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 儀式その他の諸行事に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (5) 情報公開に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (6) 国立大学法人の登記に関すること。
- (7) 危機管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (8) 広報に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (9) 学外及び学内の情報収集約に関すること。
- (10) 学外及び学内への情報発信に関すること。
- (11) 学内の広報活動を把握し、管理すること。
- (12) 報道機関対応に関すること。
- (13) 役員及び事務局長の秘書業務に関すること。
- (14) 東京医科歯科大学基金に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (15) その他他の部及び課の所掌に属しない事務を処理すること。

(人事企画課)

第21条 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事企画事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 人事制度の企画立案に関すること。
- (3) 人員及び人件費の管理・運用に関すること（財務部、医学部附属病院事務部及び歯学部附属病院事務部の所管に係る事項を除く。）。
- (4) 栄典及び表彰に関すること。
- (5) 課の所掌事務に係る統計調査、分析及び諸報告に関すること。
- (6) 労働協約、就業規則及び労使協定に関すること。
- (7) 役職員（役員及び職員をいう。以下同じ。）の人事評価及び研修に関すること。
- (8) 労働組合に関すること。
- (9) 職員の労働時間、休暇、出張その他サービスに関すること。
- (10) 人事委員会に関すること。
- (11) 名誉教授の称号授与に関すること。
- (12) 役職員の兼業に関すること。
- (13) 人事関係事務電算化の企画立案並びに電算システムの維持、運用及び保守に関すること。
- (14) その他人事企画事務に関し、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

(人事労務課)

第21条の2 人事労務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事労務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 役職員の任免に関すること。

- (3) 役職員の給与、期末手当、勤勉手当その他の手当に関する事。
- (4) 人事記録に関する事。
- (5) 役職員の給与及び退職手当の支払いに関する事。
- (6) 所得税等に関する事。
- (7) 給与等の支払に係る諸証明に関する事。
- (8) 職員の懲戒及び指導等に関する事。
- (9) 役職員の福利厚生に関する事。
- (10) 共済組合の事務に関する事。
- (11) 社会保険及び労働保険に関する事。
- (12) 公益通報に関する事。
- (13) 保育所に関する事。
- (14) 非常勤講師の委嘱に関する事。
- (15) 役職員の倫理に関する事。
- (16) 障害者雇用に関する事。
- (17) その他人事労務事務に関し、他の課の所掌に属しない事務を処理する事。

(ハラスメント防止・対策事務室)

第21条の3 ハラスメント防止・対策事務室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) ハラスメントの防止等に関する事。
- (2) 職員等のハラスメントの個別案件について、その解決に関する事。
- (3) ハラスメント防止・対策委員会に関する事。
- (4) 職員等の苦情相談に関する事。

(業務支援室)

第22条 業務支援室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 他の事務組織から業務委託を受けた定型的又は季節的業務の支援に関する事。
- (2) 特別支援学校生のインターンシップ(現場実習)や障害者職業能力開発校等の学生の体験実習の受け入れに関する事。

第2節 財務部

(財務企画課)

第23条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務・会計事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事(財務企画課及び財務経理課の所掌に係るものに限る。)
- (3) 大学の評価に関する事。(財務企画課及び財務経理課の所掌に係るものに限る。)
- (4) 予算に関する事。

- (5) 運営費交付金に関すること。
- (6) 資金の借入計画に関すること。
- (7) 出資計画に関すること。
- (8) 全学的な財務・経営分析に関すること。
- (9) 会計諸規程等に関すること。
- (10) 会計関係の公印の管守に関すること。
- (11) 財務諸表等の作成及び公開に関すること。
- (12) 消費税に関すること。
- (13) 土地の有効利用に関すること。
- (14) 土地等の貸借（看護師及び研修医等の借り上げ宿舎を除く。）に関すること。
- (15) 税務（固定資産税に限る。）に関すること。
- (16) 資金の管理及び運用に関すること。
- (17) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (18) 債権管理の総括事務に関すること。
- (19) 債権（附属病院に係る経理責任者所掌の債権を除く。）の管理に関すること。
- (20) 預り金の収入及び支出に関すること。
- (21) 課の所掌事務にかかわる統計調査及び諸報告に関すること。
- (22) その他財務部の他の課に属しない事務を処理すること。

第24条 削除

（財務経理課）

第25条 財務経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品及び役務（施設企画課及び図書館メディア推進部の所掌に属するものを除く。）の調達に関すること。
- (2) 旅費及び諸謝金の支給に関すること（附属病院の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 法人の業務に要する経費の経理に関すること。
- (4) 外部資金の経理に関すること。
- (5) 補助金その他預り金の経理に関すること。
- (6) 有形固定資産（土地・建物・構築物を除く。）及び無形固定資産並びに固定資産以外の物品（国立大学法人東京医科歯科大学物品管理要領（平成16年制定）第4条に規定するもので、図書館メディア推進部の所掌に属するものを除く。以下「資産等」といい、この条件において同じ。）の管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (7) 資産等の有効活用に関すること。
- (8) 税務（資産等に限る。）に関すること。
- (9) 政府調達契約の総括に関すること。
- (10) 契約審査委員会に関すること。
- (11) 取引停止に関すること。

- (12) 一般競争参加資格者の資格審査（工事に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 自動車の運行管理に関すること。
- (14) 課の所掌事務に係る統計調査及び諸報告に関すること。

第3節 施設部

（施設企画課）

第26条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 建物、建築設備及び工作物等（以下この条において「施設」という。）の整備、復旧及び地球環境に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（施設企画課及び施設管理課の所掌に係るものに限る。）。
- (3) 大学の評価（施設企画課及び施設管理課の所掌に係るものに限る。）及び施設の点検・評価及び有効活用の促進に関すること。
- (4) スペースマネジメントに関すること。
- (5) 施設に係る長期計画に関すること。
- (6) 施設の整備、復旧に関し、企画し、及び予算案を準備すること。
- (7) 施設に係る執行計画及び工事費の配分に関すること。
- (8) 施設に係る設計、工事及び保守の入札及び契約事務に関すること（医学部附属病院所掌の工事を除く。）。
- (9) 設計に係るプロポーザル、工事及び保守に係る一般競争入札参加資格者の資格審査に関すること。
- (10) 施設に係る配分予算の経理に関すること。
- (11) 電子入札システム官職証明書の管守に関すること。
- (12) 施設に係る諸規程等に関すること。
- (13) 施設に係る統計調査及び諸報告に関すること。
- (14) 施設のエネルギーに関すること。
- (15) その他施設部のほかの課に属しない事務を処理すること。

（施設管理課）

第27条 施設管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 建物、建築設備及び工作物等（以下この条において「施設」という。）に係る工事の整備計画に関すること。
- (2) 施設の工事の実施（調査、設計、積算、工事監理、検査及び評価をいう。以下同じ。）に関すること（医学部附属病院所掌の工事を除く。）。
- (3) 施設の工事に係る資産額に関すること（医学部附属病院所掌の工事を除く。）。
- (4) 施設の工事の諸手続に関すること（医学部附属病院所掌の工事を除く。）。
- (5) 工事前資材の検査及び監守に関すること（医学部附属病院所掌の工事を除く。）。

- (6) 施設の維持保全に関すること（医学部附属病院所掌のものを除く。）。
- (7) その他所掌に係る施設に関する技術的事項に関すること。
- (8) 土地、建物及び構築物等（以下この条において「土地等」という。）の管理に関する
こと。
- (9) 施設（寮、宿舎に限る。）の有効活用に関すること。
- (10) 役職員の宿舎に関すること（看護師宿舎並びに看護師及び研修医等借り上げ宿舎
の入退居の手続きに関するものを除く。）。
- (11) 警備防犯及び防災に関すること（附属病院、駿河台地区及び国府台地区を除く。）。
- (12) 防火管理に関し、総括し、及び連絡調整に関すること。
- (13) 電話交換業務に関すること。

第4節 病院統括部

（病院企画課）

第28条 病院企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 附属病院の財務経営戦略に関すること。
- (2) 附属病院の経営状況の管理に関すること。
- (3) 附属病院の業務分析及び経費の使途分析等に関すること。
- (4) その他附属病院の経営分析に関すること。

第28条の2 病院再整備推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 附属病院の再整備に係る施設の企画並びに計画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 附属病院の再整備に係る諸会議に関すること。
- (3) その他附属病院の再整備に係る施設に関すること。

第4章 医学部事務部

（医学部事務部）

第29条 医学部事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医学部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに
限る。）。
- (3) 大学の評価に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
- (4) 医学部事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 教授会その他諸会議に関すること。
- (6) 諸規則に関すること（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
- (7) 文書の接受に関すること。
- (8) 所掌事務に関する調査統計及び諸報告に関すること。
- (9) 警備取締り及び防災に関すること。

- (10) 医学部学生の教育課程及び授業に関すること。
- (11) 医学部学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
- (12) 医学部学生の修学指導に関すること。
- (13) 四大学連合複合領域コースの総括及び教務（医学部事務部の所掌に係るものに限る。）に関すること。
- (14) 医学部に属する特別聴講学生及び特別研究学生等に関すること。
- (15) 医学部学生の納付金に関すること。
- (16) その他医学部に関する事務を処理すること。

第5章 医学部附属病院事務部

（総務課）

第30条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医学部附属病院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（医学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）。
- (3) 大学の評価（医学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）及び病院機能評価に関すること。
- (4) 医学部附属病院事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 病院運営会議その他の諸会議に関すること。
- (6) 諸規則に関すること（医学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）。
- (7) 文書の接受・発送及び整理・保存に関すること。
- (8) 職員（医学部所属の者を含む。以下この条において同じ。）の労務等に関すること。
- (9) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
- (10) 所掌事務に関する調査統計及び諸報告に関すること。
- (11) 警備取締り及び防災に関すること。
- (12) 災害時救急医療体制の確立に関すること。
- (13) 医師の卒後臨床教育研修に関すること。
- (14) 臨床研究利益相反マネジメントに関すること。
- (15) 医療職（病院所属）の人件費の管理に関すること。
- (16) その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

（管理課）

第31条 管理課においては、次の事務（財務部財務経理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 経理事務に関し、総括し、及び連絡調整にすること。
- (2) 配分予算の経理に関すること。
- (3) 債権（病院の療養費に係る債権を除く。）及び債権管理の総括に関すること。

- (4) 収入支出の照査に関する事。
- (5) 物品の管理に関する事。
- (6) 附属病院に係る外部資金に関する事。
- (7) 施設、設備の維持及び管理に関する事。
- (8) 消毒及び清掃に関する事。
- (9) 所掌事務に関する調査統計に関する事。
- (10) その他経理及び施設に関する事。

(医事課)

第32条 医事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 社会保険に関する事。
- (3) 公費負担医療に関する事。
- (4) 病院諸料金に関する事。
- (5) 病院の療養費に係る債権に関する事。
- (6) 診療報酬請求内容及び診療録等諸記録の監査に関する事。
- (7) 院内各診療科等間の連携・調整に関する事。
- (8) 健康保険法等に基づく諸手続及び報告に関する事。
- (9) 医療情報に関する事。
- (10) 所掌事務に係る調査統計に関する事。
- (11) その他患者診療の業務に関する事務を処理する事。

(医療支援課)

第33条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療支援事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 診療録等諸記録の管理に関する事。
- (3) 医事争訟に関する事。
- (4) 院内各診療科等間の連携・調整に関する事。
- (5) 医療環境の整備充実に関する事。
- (6) 先進医療に関する事。
- (7) 院内感染防止対策に関する事。
- (8) 安全管理対策に関する事。
- (9) 医療法等に基づく諸手続及び報告に関する事。
- (10) 患者相談室に関する事。
- (11) 救命救急センターに関する事。
- (12) 腫瘍センターに関する事。
- (13) 所掌事務に係る調査統計に関する事。
- (14) その他医療支援の業務に関する事務を処理する事。

(企画室)

第34条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算管理に関すること。
- (2) 収支計画案の策定に関すること。
- (3) 経営改善方策、経営戦略の策定に関すること。
- (4) 管理会計等による経営状況の分析・評価に関すること。
- (5) 附属病院経営指標（稼働状況等）の作成に関すること。
- (6) 診療経費（人件費・物件費）の執行状況の把握に関すること。
- (7) 企画戦略会議に関すること。
- (8) その他病院企画・経営に関すること。

(医療連携支援センター事務室)

第35条 医療連携支援センター事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療連携支援センターに関すること。
- (2) 地域医療機関との連携に関すること。
- (3) 入院支援に関すること。
- (4) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (5) その他医療連携の業務に関する事務を処理すること。

第6章 歯学部事務部

(歯学部事務部)

第36条 歯学部事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 歯学部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
- (3) 大学の評価に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る）。
- (4) 歯学部事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 教授会その他の諸会議に関すること。
- (6) 諸規則等に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る）。
- (7) 警備取締及び防災に関すること。
- (8) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
- (8) 臨床研究利益相反マネジメントに関すること。
- (10) 調査、統計及び報告の総括に関すること（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）。
- (11) 職員の服務等に関すること。
- (12) 配分予算の経理に関すること。

- (13) 歯学部学生の教育課程及び授業に関すること。
- (14) 歯学部学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
- (15) 歯学部学生の修学指導に関すること。
- (16) 四大学連合複合領域コースに係る教務（歯学部事務部の所掌に係るものに限る。）に関すること。
- (17) 歯学部の特別聴講学生及び特別研究学生等に関すること。
- (18) 歯学部学生の納付金に関すること。
- (19) その他歯学部に関する事務を処理すること。

第7章 歯学部附属病院事務部

（総務課）

第37条 総務課においては、次の事務（財務部財務経理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 歯学部附属病院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（歯学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）。
- (3) 大学の評価（歯学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）及び病院機能評価に関すること。
- (4) 歯学部附属病院事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 病院運営会議その他の諸会議に関すること。
- (6) 諸規則等に関すること（歯学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）。
- (7) 医療法等に基づく申請、届出及び報告に関すること。
- (8) 職員の出張及び海外渡航に関すること。
- (9) 職員の服務等に関すること。
- (10) 配分予算の経理に関すること。
- (11) 収入支出の照査に関すること。
- (12) 債権（病院の療養費に係る債権を除く。）及び債権管理の総括に関すること。
- (13) 物品の管理に関すること。
- (14) 附属病院に係る外部資金に関すること。
- (15) 警備取締及び防災に関すること。
- (16) 消毒及び清掃に関すること。
- (17) 医療機関との渉外折衝に関すること。
- (18) 歯科医師の卒後臨床教育研修に関すること。
- (19) 調査、統計及び報告の総括に関すること（歯学部附属病院事務部の所掌に係るものに限る）。
- (20) 医療職（病院所属）の人件費の管理に関すること。
- (21) 附属病院の予算管理に関すること。

(22) その他業務課の所掌に属しない事務を処理すること。

(業務課)

第37条の2 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 社会保険及び公費負担医療に関すること。
- (3) 医療情報及び医療情報システムに関すること。
- (4) 病院諸料金に関すること。
- (5) 病院の療養費に係る債権に関すること。
- (6) 歯科治療用品及び材料に関すること。
- (7) 診療録の管理に関すること。
- (8) 医事争訟及び医事相談に関すること。
- (9) 先進医療に関すること。
- (10) 院内感染防止対策及び医療安全管理に関すること。
- (11) 地域医療連携に関すること。
- (12) 患者サービスの改善・充実に関すること。
- (13) 所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (14) その他患者診療の業務に関する事務を処理すること。

第8章 教養部事務部

(教養部事務部)

第38条 教養部事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教授会その他の諸会議に関すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（教養部事務部の所掌に係るものに限る）。
- (3) 大学の評価に関すること（教養部事務部の所掌に係るものに限る）。
- (4) 教養部事務部の所掌する公印に関すること。
- (5) 配分予算の管理に関すること。
- (6) 物品の管理に関すること。
- (7) 構内の警備取締及び清掃に関すること。
- (8) 全学共通科目に係る教育課程及び授業に関すること。
- (9) 全学共通科目に係る学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
- (10) 全学共通科目履修学生の修学指導に関すること。
- (11) 国府台地区における学生相談に関すること。
- (12) 国府台地区における学生の各種団体、集会、掲示等に関すること。
- (13) 国府台地区における課外活動に関すること。
- (14) 国府台地区における保健衛生に関すること。

第9章 各附置研究所事務部

(各附置研究所事務部)

第39条 各附置研究所事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教授会その他諸会議に関する事務を処理すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（各附置研究所事務部の所掌に係るものに限る）。
- (3) 大学の評価に関すること（各附置研究所事務部の所掌に係るものに限る）。
- (4) 事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 研究報告に関すること。
- (6) 配分予算の経理に関すること。
- (7) 物品の管理に関すること。
- (8) 構内の警備取締及び清掃に関すること。
- (9) 臨床研究利益相反マネジメントに関すること。

第10章 統合情報機構事務部

(学術情報課)

第40条 学術情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合情報機構に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 統合情報機構に係る中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (3) 統合情報機構の情報戦略会議、その他の諸会議に関すること。
- (4) 統合情報機構に係る諸規則に関すること。
- (5) 統合情報機構の所掌する公印の管守に関すること。
- (6) 統合情報機構の配分予算の経理に関すること。
- (7) 統合情報機構に係る統計調査及び諸報告に関すること。
- (8) 統合情報機構図書館部門（国府台分館を含む）の業務に関すること。
- (9) 図書、雑誌、その他の学術資料、学術情報等の収集、整理、保管及び利活用に関すること。
- (10) 大学紀要等の刊行に関すること。

(情報推進課)

第41条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の情報戦略に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 情報セキュリティに関すること。
- (3) 情報システムの開発・導入支援に関すること。
- (4) 事務情報システムの企画及び管理・運営に関すること。
- (5) 統合情報機構 IT セキュリティ部門の事務処理に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
- (7) その他情報化に関すること。

(IR 事務室)

第 4 2 条 IR 事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) IR データの分析、活用及び評価に関すること。
- (2) BI ツールの管理に関すること。
- (3) 統合報告書の作成に関すること。
- (4) 指定統計及び学内諸統計の報告に関すること。
- (5) 大学 IR システム全体の企画立案及び運用に関すること。

第 1 1 章 学生支援・保健管理機構事務部

(学生支援事務室)

第 4 3 条 学生支援事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の補導に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生相談に関すること。
- (3) 学生の各種団体、集会、掲示等に関すること。
- (4) 学生向け刊行物に関すること。
- (5) 学生の課外活動並びに課外活動施設及び厚生施設の管理運営に関すること。
- (6) 奨学生に関すること。
- (7) 入学金及び授業料等の免除、徴収猶予及び経済援助に関すること。
- (8) 学生宿舎の管理運営に関すること。
- (9) 学生のアルバイト及び就職支援等に関すること。
- (10) 学生の厚生福祉に関すること。
- (11) 学生支援・保健管理機構に関すること。
- (12) 学生・女性支援センターに関すること。
- (13) 保健管理センターに関すること。
- (14) 室の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
- (15) フィットネスルームに関すること。
- (16) 学生のボランティアに関すること。
- (17) 諸証明に関すること。

第 1 2 章 職員健康管理・環境安全管理事務室

(職員健康管理・環境安全管理事務室)

第 4 4 条 職員健康管理・環境安全管理事務室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 役職員の健康管理及び安全管理に関すること。
- (2) 役職員の災害補償に関すること。
- (3) 本学の環境保全及び化学物質の安全管理に関すること。

第 1 3 章 統合研究機構事務部

(研究推進課)

第 4 5 条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合研究機構及び高等研究院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

- (2) 外部資金等に係る事務（他の部、課の所掌に属するものを除く。）に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（統合研究機構事務部の所掌に係るものに限る）。
- (4) 大学の評価に関すること（統合研究機構事務部の所掌に係るものに限る）。
- (5) 統合研究機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (6) 文部科学省及び厚生労働省等科学研究費補助金に関すること。
- (7) 競争的研究事業に関すること。
- (8) 研究活動の不正行為防止に係る事務に関すること。
- (9) 統合研究機構研究力強化イニシアティブ、統合研究機構研究基盤クラスター、統合研究機構先端医歯工学創成クラスター及び時限的研究プロジェクトの事務に関すること。
- (10) 遺伝子組換え生物等の実験、動物実験等及び病原微生物・特定病原体等の安全管理に係る事務に関すること。
- (11) 外部資金（受託研究等）の受入に関すること。
- (12) 大学の研究力強化に関すること（主に基礎研究に関すること）。
- (13) 大学の重点研究に関すること。
- (14) 研究者支援に関すること。

（産学連携課）

第46条 産学連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合イノベーション推進機構及びM&Dデータ科学センターの事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 外部資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金、研究助成金等）の受入に関すること。
- (3) 学術団体等との連絡に関すること。
- (4) 寄附講座及び寄附研究部門、ジョイントリサーチ講座及びジョイントリサーチ部門の設置申請等に関すること。
- (5) 発明その他の知的財産等に関すること。
- (6) 大学の商標、大学の名義使用許可に関すること（研究成果に基づくものや、営利目的に関するものに限る）
- (7) 利益相反マネジメント（臨床研究利益相反マネジメントを除く。）に関すること。
- (8) 安全保障の輸出管理に係る事務の連絡調整に関すること。
- (9) 大学の研究力強化に関すること（主に臨床研究に関すること）。
- (10) 医療情報や臨床研究データの活用に関すること。

第14章 削除

第15章 統合教育機構事務部

(学務企画課)

第47条 学務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合教育機構の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生及び教育に関する配分予算の経理に関すること。
- (3) 教務に係る諸会議に関すること。
- (4) 統合教育機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (5) 学生に係る規則等に関すること。
- (6) 学位に関すること。
- (7) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること（統合教育機構事務部の所掌に係るものに限る）。
- (8) 大学の評価に関すること（統合教育機構事務部の所掌に係るものに限る）。
- (9) 自己点検・評価に関すること。
- (10) 統合教育機構事務部の所掌事務に係る統計調査及び諸報告に関すること。
- (11) 学務に関する情報システムの管理に関すること。
- (12) 部局横断的な教育プログラム事業の申請事務の支援に関すること。
- (13) 大学院学生の教育課程及び授業に関すること。
- (14) 大学院学生の学籍簿その他諸記録に関すること。
- (15) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (16) 大学院の特別聴講学生並びに特別研究生及び大学院研究生等に関すること。
- (17) 大学院学生の納付金に関すること。

(入試課)

第48条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜方法改善の企画・立案に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る会議に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 課の所掌事務に係る統計調査及び諸報告等に関すること。
- (6) 大学入試センター試験に関すること。
- (7) 学部学生及び大学院学生の募集並びに入学試験に関すること。
- (8) その他入学者選抜に関すること。

第16章 統合国際機構事務部

(国際交流課)

第49条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合国際機構の事務に関し、統括及び連絡調整すること。
- (2) 統合国際機構に係る諸会議に関すること。
- (3) 統合国際機構事務部の所掌する公印の管守に関すること。
- (4) 国際交流事業に係る外部資金に関すること。

- (5) 国際交流協定に関すること。
- (6) 国際サマープログラムに関すること。
- (7) 海外拠点に関すること。
- (8) 外国人留学生等の受入、日本語教育及び在学中の各種支援に関すること。
- (9) 外国人研究者の受入に関すること。
- (10) 学生の留学及び海外派遣（海外研修奨励賞を含む。）に関すること。
- (11) 海外派遣前教育に関すること。
- (12) 国際交流会館に関すること。
- (13) ジョイント・ディグリー・プログラムに関すること。
- (14) グローバルヘルスリーダー養成コースに関すること。
- (15) 国際社会人大学院コースに関すること。
- (16) 課の所掌事務に係る統計調査及び報告に関すること。
- (17) その他国際交流（他部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第77号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第27号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）抄

（施行期日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月18日規則第43号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日規則第40号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第24号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第51号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月12日規則第82号）

この規則は、平成23年9月12日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成23年10月7日規則第93号）

この規則は、平成23年10月7日から施行し、平成23年9月16日から適用する。

附 則（平成23年10月28日規則第95号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第44号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、難治疾患研究所事務部における第42条第1号から第5号までに規定する事務については、大学院の教育部に在学するものがある間、大学院の教育部に係るものを含むものとする。

附 則（平成24年10月5日規則第91号）

- 1 この規則は、平成24年10月5日から施行し、平成24年8月1日から適用する。
- 2 第5条の3の医療連携支援センター事務室に関する規定は、平成24年10月5日に施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 3 改正前第5条、第19条及び第38条第1項第6号の栄養管理室に関する規定は、平成24年10月5日に施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第41号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第85号）

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。ただし、第5条の2及び第6条の医療情報事務室に関する規定については、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第105号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年9月19日規則第87号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日規則第116号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日規則第84号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月20日規則第114号）

この規則は、平成27年4月20日から施行する。

附 則（平成27年8月14日規則第172号）

この規則は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成27年9月3日規則第183号）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成27年9月3日規則第193号）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成28年8月5日規則第120号）

この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第151号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年6月1日規則第73号）

この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

- 1 この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間、規則内の「リサーチコアセンター」については、「医歯学研究支援センター」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年8月23日規則第113号）

この規則は、平成29年8月23日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成29年10月18日規則第121号）

この規則は、平成29年10月18日から施行し、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平成29年11月28日規則第131号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年9月13日規則第82号）

この規則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年8月23日規則第95号）

この規則は、令和元年8月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月26日規則第125号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第22条に規定する業務については、令和元年12月1日から適用する。

附 則（令和2年5月1日規則第50号）

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月30日規則第93号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日規則第5号）

この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月30日規則第82号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第85号）

この規則は、令和3年8月27日から施行し、令和3年8月1日から適用する。